

農業を経営する皆様へ



全ての農産物を対象に収入減少を補てんします！！

「収入保険」



農業で新しい品目の導入、販路拡大などを検討しているんだけど、**様々なリスクがあるんだよねー。**

自然災害や病虫害、鳥獣害
などで収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫が
できない



倉庫が浸水して
売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故
にあった



輸出したが為替変動
で大損した



収入保険は様々なリスクから
農業経営を守ります！



様々なリスクに備えて収入保険に加入しましょう！

※青色申告の実績が1年以上ある農業経営者が対象になります。

(例えば、令和7年(2025年)より青色申告を開始した方は、令和8年(2026年)からの収入保険に加入できます。)

※青色申告実績の年数に応じて補償限度額の上限が変わります。



基準収入金額が1,000万円の場合、
どのくらい補てんされるの？

保険期間の農産物の販売収入が900万円を下回った場合に補てん
されます(※)



農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度)を下回った
場合に、下回った額の9割(支払率)を補てんします。

(※) 掛捨ての保険方式の補償限度80%と掛捨てではない積立方式の補償幅10%で加入した場合です。



保険料等はいくらくらいなの？

「保険方式と積立方式」の組合せや「保険方式のみ」での加入ができます。
また、下限設定をすることにより保険料等の負担が軽減されます。

(青色申告実績が5年以上の場合) (90%を上限として選択)



例①
保険方式80%+積立方式10%

保険料	10,8万円
積立金	22,5万円
付加保険料 (事務費)	2,2万円
合計	35,5万円

例②
保険方式80%+積立方式10%
(下限70%)

保険料	6,1万円
積立金	22,5万円
付加保険料 (事務費)	1,9万円
合計	30,5万円

例③
保険方式90%のみ

保険料	23,0万円
積立金	—
付加保険料 (事務費)	2,2万円
合計	25,2万円

例①に比べ保険料負担が約4割軽減されます。

例①に比べ約3割負担が軽減されます。



各種試算は
全国連HPから！

NOSAI全国連のホームページはこちら

(各種試算のページ)

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/t-insurance.html#taiken>



収入保険の仕組み

農業者が保険期間に生産・販売する農産物の販売収入全体が対象です。

- 米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつ、生乳など、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品（精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、畳表、干し柿、干し芋、乾しいたけ、牛乳等）も含まれます。（他者から仕入れた農作物等の販売収入等は対象外です。）
- 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので対象外です。
※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。

保険金の受け取りがなければ保険料は安くなります。

- 保険料率は、自動車保険と同様に保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変動します。

- **新規加入の場合、危険段階区分「0」の率が適用されます。**

ただし、青色申告提出年が5年の場合で次のいずれかの条件を満たす場合は危険段階区分「-2」の保険料率が適用されます。

- ・各年の実績農業収入金額が前年より上回っていること
- ・各年の実績農業収入金額がその平均の9割を下回っていないこと

- 保険金の受取りがなければ、1段階ずつ下がるのが基本です。
- 保険金の受取りがあれば、損害率（保険金÷保険料）の大きさに応じて段階は上がりますが、極端に保険料が変動しないように上昇幅は年最大3区分までとどまります。

危険段階区分	保険料率 (国庫補助後)		
	保険方式80% + 積立方式10%	保険方式80% + 積立方式10% (下限70%)	保険方式補償充実タイプ (保険方式90%)
10	5.119%	2.877%	9.696%
9	3.553%	1.997%	6.731%
8	3.256%	1.830%	6.167%
7	2.957%	1.662%	5.601%
6	2.659%	1.494%	5.037%
5	2.379%	1.337%	4.507%
4	2.100%	1.180%	3.977%
3	1.820%	1.023%	3.448%
2	1.713%	0.963%	3.244%
1	1.605%	0.902%	3.041%
0	1.498%	0.842%	2.837%
-1	1.390%	0.781%	2.633%
-2	1.283%	0.721%	2.430%
-3	1.175%	0.661%	2.226%
-4	1.068%	0.600%	2.022%
-5	0.960%	0.540%	1.819%
-6	0.853%	0.479%	1.615%
-7	0.745%	0.419%	1.411%
-8	0.638%	0.358%	1.208%
-9	0.530%	0.298%	1.004%
-10	0.449%	0.253%	0.851%

(令和7年1月からの保険料率。国庫補助後)

- 保険料率には50%、積立金には75%、付加保険料には50%以内の国庫補助があります。

付加保険料（事務費）の割引について

- 付加保険料（事務費）の合計が15万円を超えた場合は、割引が適用されます。

付加保険料（事務費）の合計	割引額
15万円超30万円以下	15万円を超えた額に対し30%
30万円超	上記に加えて30万円を超えた額に対し70%

- 自動継続特約を付した場合やインターネット申請を行う場合は、割引が適用されます。

割引項目	割引額
自動継続特約	1,000円
インターネット申請	2,200円（新規加入申請時4,500円）
自動継続特約+インターネット申請	3,200円（新規加入申請時4,500円）

収入保険の全体スケジュール（個人の場合のイメージ）

令和7年		令和8年	令和9年
12月末まで		1月～12月 (税の収入の算定期間)	確定申告後（3～6月）
加入申請	保険料・積立金・ 付加保険料の納付	保険期間	保険金・特約補てん金の 請求・支払

※保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）を受けることができます。

相談窓口

- 収入保険の補償内容など詳しいことは、以下の相談窓口にお問合せください。

全国農業共済組合連合会

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地
TEL: 03-6265-4800(代)
ホームページ: <http://nosai-zenkokuren.or.jp/>



(ホームページ)



(Facebook)

県内のNOSAI団体



(県内のNOSAI団体)

いばらき広域農業共済組合
笠間支所
TEL: 0296-72-7321

いばらき広域農業共済組合
常陸太田支所
TEL: 0294-72-6227

茨城県西農業共済組合
TEL: 0296-30-2912
<http://www.nosaiibanishi.or.jp/>

いばらき広域農業共済組合
本所 TEL: 029-350-8815
水戸支所 TEL: 029-306-6720
<https://www.ibaraki-nosai.or.jp/>

鹿行農業共済組合
TEL: 0299-90-4000
<http://www.nosairokko.or.jp/>

いばらき広域農業共済組合
つくば支所
TEL: 029-839-0164

農林水産省経営局保険課
TEL: 03-6744-7147
ホームページ: <http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>



(ホームページ)